

令和8年度伝統的工芸品産業産地留学等支援事業委託業務公募型プロポーザル企画提案評価要領

1 目的

令和8年度伝統的工芸品産業産地留学等支援事業委託業務の受託者を選定するにあたり、公募型プロポーザル参加者の企画提案を評価するための必要事項を定めるものとする。

2 企画提案評価会議の設置

公募型プロポーザル参加者の企画提案を評価するため、令和8年度伝統的工芸品産業産地留学等支援事業委託業務企画提案評価会議（以下、「企画提案評価会議」という。）を設置する。なお、企画提案評価会議は、構成員の過半数の出席により成立するものとする。

3 企画提案評価会議の構成等

(1) 任務 企画提案評価会議の構成員は、選定基準に従い企画提案の評価を行う。

(2) 構成員

ア 企画提案評価会議の構成員は次に掲げる者とし、座長は産業技術課長とする。また、座長代理は産業技術課長が指名する者をもって充てる。

	所属	職名	備考
1	産業技術課	課長	座長
2	産業技術課	企画幹兼課長補佐	1名
3	労働雇用課	雇用対策係長	1名
4	長野県中小企業団体中央会	産地基盤強化支援員	1名

イ 座長代理は、座長に事故あるとき又は座長が欠けたとき、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 企画提案評価会議は、座長が招集する。

イ 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

ウ 座長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

4 評価方法等

(1) 評価対象 企画提案書、添付書類及びプレゼンテーション

なお、2者以上の応募があった場合にプレゼンテーションを開催する。

(2) 評価基準 別添「評価基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添「評価基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点により評価する。

5 見積業者の選定方法

(1) 別添「評価基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点により評価し、項目ごとの各構成員の評価点の平均点を「会議評価点」とする。

(2) 会議評価点の合計点について最高点となった者を見積業者として選定する。なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しない。

(3) 会議評価点の合計点が最高点となった者が複数となった場合は、評価結果に基づき、産業技術課長が見積業者を選定する。

6 構成員の秘密保持等

構成員は、その職務において知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 会議の非公開

企画提案書等には公募型プロポーザル参加者の機密情報が含まれる可能性があるため、企画提案評価会議は原則、非公開とする。

(別添)

評価基準表

項目	評価内容	配点
1 業務の内容	・伝統的工芸品産業の後継者や関係者の創出に関し効果的な事業であるか。	30
2 業務の実施体制	・本事業を遂行できる体制を有しているか。	20
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	・伝統的工芸品産業等におけるインターンシップに関する事業を実施した十分な実績があるか。 ・映像制作に関する事業を実施した十分な実績があるか。 ・日程やプログラムが具体的かつ明確になっており、業務の確実な実施が可能であるか。	30
4 業務に要する経費及びその内訳	・見積内容、積算根拠が適切か。	10
5 その他業務等の目的を達するために有効な事項	・本事業を効果的に遂行できる提案となっているか。	10
合計		100

採点方法

各項目について5段階で評価することとし、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、さほど評価できないものは「可」、また、特別に優れていると判断できるものは「優」、まったく評価できないものは「不可」とする。配点は次のとおり。

- 1. 30点満点の項目 優が30点、良が24点、普通が18点、可が12点、不可が6点
- 1. 20点満点の項目 優が20点、良が16点、普通が12点、可が8点、不可が4点
- 1. 10点満点の項目 優が10点、良が8点、普通が6点、可が4点、不可が2点